

接続約款変更届出書

令和5年10月24日

総務大臣 殿

郵便番号 105-7529

住 所 とうきょうとみなとくわいがんいっちょうめ ばん ごう
東京都港区海岸一丁目7番1号

氏 名 そ ふ と ぼ ん く かぶしきがいしゃ
ソフトバンク株式会社
だいひょうとりしまりやく しやちようしつこうやくいん けん しーいーおー みやかわ じゅんいち
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第72号

連絡先



電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和5年11月8日
------	-----------

(SB)接続約款新旧対照表

別紙 1

新	旧
<p>(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)</p> <p>第 97 条 当社は、協定事業者(国際系事業者に限ります。以下この条において同じとします。)から、お客様情報照会書により 3G 通信サービスの契約者に関する情報(協定事業者の業務の遂行上必要な情報と当社が判断したものに限り。以下「契約者情報」といいます。)の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その提供を求められた契約者情報(その契約者の住所等が変更されているときは、変更後の契約者の住所等とします。)を提供します。この場合において、当社は、契約者情報の提供対象となる契約者(以下この条において「対象契約者」といいます。)の氏名及び契約者回線番号等の不一致等により回答できないときは、その旨を協定事業者に通知します。</p> <p>(1) 対象契約者がその協定事業者の契約者であること。</p> <p>(2) 対象契約者の氏名及び契約者回線番号等が、当社の契約者の氏名及び契約者回線番号等と一致すること。</p> <p>(3) その協定事業者が、その契約者情報の提供を当社から受け取ることについて、対象契約者の同意を書面により得ていること。</p> <p>(4) 協定事業者は、提供された契約者情報の取扱いにあたって、「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」(令和 4 年 3 月 31 日個人情報保護委員会・総務省告示第 4 号)等の法令(以下「個人情報保護ガイドライン等」といいます。)を遵守すること。</p> <p>(5) その他契約者情報の提供にあたって、当社の業務の遂行上支障がないこと。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)</p> <p>第 97 条 当社は、協定事業者(国際系事業者に限ります。以下この条において同じとします。)から、お客様情報照会書により 3G 通信サービスの契約者に関する情報(協定事業者の業務の遂行上必要な情報と当社が判断したものに限り。以下「契約者情報」といいます。)の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その提供を求められた契約者情報(その契約者の住所等が変更されているときは、変更後の契約者の住所等とします。)を提供します。この場合において、当社は、契約者情報の提供対象となる契約者(以下この条において「対象契約者」といいます。)の氏名及び契約者回線番号等の不一致等により回答できないときは、その旨を協定事業者に通知します。</p> <p>(1) 対象契約者がその協定事業者の契約者であること。</p> <p>(2) 対象契約者の氏名及び契約者回線番号等が、当社の契約者の氏名及び契約者回線番号等と一致すること。</p> <p>(3) その協定事業者が、その契約者情報の提供を当社から受け取ることについて、対象契約者の同意を書面により得ていること。</p> <p>(4) 協定事業者は、提供された契約者情報の取扱いにあたって、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成 16 年総務省告示第 695 号)」等の法令(以下「個人情報保護ガイドライン等」といいます。)を遵守すること。</p> <p>(5) その他契約者情報の提供にあたって、当社の業務の遂行上支障がないこと。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>

<p>別表 2 接続形態</p> <p>1 適用</p> <p><u>(別添 1)</u></p> <p>附則</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則(令和 5 年 10 月 20 日 MKS2310200001620001)</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>この改正規定は、令和 5 年 11 月 8 日から実施します。</u></p>	<p>別表 2 接続形態</p> <p>1 適用</p> <p><u>(別添 2)</u></p> <p>附則</p> <p>(略)</p>
---	--

別表2 接続形態

1 適用

区 分	内 容																				
(1) 事業者の区分	<p>本表においては、左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">発信事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者(ただし、2-1表及び2-2表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者と、その他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者が同一である場合はこの限りではありません。)</td> </tr> <tr> <td>着信事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者(ただし、2-1表及び2-2表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者と、その他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者が同一である場合はこの限りではありません。)</td> </tr> <tr> <td>経由事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者(発信事業者及び着信事業者を除きます。)</td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td>端末系事業者、IP電話事業者</td> </tr> <tr> <td>中継</td> <td>中継事業者</td> </tr> <tr> <td>国際</td> <td>国際系事業者</td> </tr> <tr> <td>携帯</td> <td>携帯電話事業者</td> </tr> <tr> <td>PHS</td> <td>PHS事業者</td> </tr> <tr> <td>SCP</td> <td>自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td>MVNO</td> <td>仮想携帯電話事業者</td> </tr> </table>	発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者(ただし、2-1表及び2-2表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者と、その他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者が同一である場合はこの限りではありません。)	着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者(ただし、2-1表及び2-2表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者と、その他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者が同一である場合はこの限りではありません。)	経由事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者(発信事業者及び着信事業者を除きます。)	地域	端末系事業者、IP電話事業者	中継	中継事業者	国際	国際系事業者	携帯	携帯電話事業者	PHS	PHS事業者	SCP	自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者	MVNO	仮想携帯電話事業者
発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者(ただし、2-1表及び2-2表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者と、その他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者が同一である場合はこの限りではありません。)																				
着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者(ただし、2-1表及び2-2表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者と、その他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者が同一である場合はこの限りではありません。)																				
経由事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者(発信事業者及び着信事業者を除きます。)																				
地域	端末系事業者、IP電話事業者																				
中継	中継事業者																				
国際	国際系事業者																				
携帯	携帯電話事業者																				
PHS	PHS事業者																				
SCP	自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者																				
MVNO	仮想携帯電話事業者																				
(2) 表の適用	<p>本表においては、接続形態を次の各号により規定します。</p> <p>ア 「発信事業者」欄に示す事業者から発信し、「経由事業者」欄に示す事業者(同一の事業者を複数経由する場合を含みます)を経由して「着信事業者」欄に示す事業者に着信する通信。ただし該当の事業者が存在しない場合はその欄を空欄とし、右の「着信事業者」欄に示す事業者に着信するものとします。なお、技術的条件集第2章第6節対地域/国際事業者IP接続用インタフェースで接続する場合の接続形態は2-2表に規定します。2-2表に規定する発信事業者欄、着信事業者欄、利用者料金設定事業者欄、利用者料金請求事業者欄又は網使用料支払事業者欄において「協定事業者」と記述がある場合には、当社以外の全ての事業者に適用できるものとします。</p> <p>イ 各表適用欄においては、左欄の記号はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <p>表の適用記載内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>(a)第91条(ローミング等に係る特例)に規定する特例を適用する通信</td> </tr> <tr> <td>(b)当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信</td> </tr> <tr> <td>(c)第97条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)の規定に基づき契約者番号の提供が可能な通信</td> </tr> <tr> <td>(d)別表1(接続により提供する機能)1-1(基本接続機能)に規定する直取パケット接続機能、5G(NSA方式)直取パケット接続機能及び00XY自動付与機能に係る通信</td> </tr> </table> <p>ウ 経由事業者の中継事業者が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目の中継事業者を「中継(n)」と表します。</p> <p>エ 本表の第1表各欄におけるそれぞれの事業者の区間には専用役務等区間を含む場合があります。</p> <p>オ 発信事業者から着信事業者に携帯電話事業者が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目の携帯電話事業者を「携帯(n)」と表します。</p>	(a)第91条(ローミング等に係る特例)に規定する特例を適用する通信	(b)当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信	(c)第97条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)の規定に基づき契約者番号の提供が可能な通信	(d)別表1(接続により提供する機能)1-1(基本接続機能)に規定する直取パケット接続機能、5G(NSA方式)直取パケット接続機能及び00XY自動付与機能に係る通信																
(a)第91条(ローミング等に係る特例)に規定する特例を適用する通信																					
(b)当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信																					
(c)第97条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)の規定に基づき契約者番号の提供が可能な通信																					
(d)別表1(接続により提供する機能)1-1(基本接続機能)に規定する直取パケット接続機能、5G(NSA方式)直取パケット接続機能及び00XY自動付与機能に係る通信																					

カ 発信事業者から着信事業者に当社が複数存在する場合は、当社が発信事業者となる場合は「当社(発)」と表し、着信事業者となる場合は「当社(着)」と表します。

キ 協定事業者が当社のMNPリダイレクション機能を利用した場合の接続形態は省略するものとします。

ク 文字メッセージ通信において、MNPが行われた場合の接続形態は省略するものとします。

ケ 「経由事業者」欄において「中継」を複数記載する場合は、「発信事業者」欄から数えて1番目の「中継」を「中継A」、2番目の「中継」を「中継B」、以降をアルファベット順に表します。

コ 発信事業者から着信事業者に当社が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目の当社を「当社(n)」と表します。

サ 本表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する事業者と利用者料金設定事業者が同一となる(音声伝送役務に限ります。)接続形態は、以下の場合に限りです。

(ア)着信事業者の電気通信設備により制御を行うことにより、電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)(以下「番号計画」といいます。)

に定める付加的役務電話番号又は事業者識別番号を使用する当該着信事業者の契約者向けサービスを実現する場合

(イ)当社が着信事業者となる場合であって、当社が指定する特定の電話番号への着信により当社の契約者向けサービスを実現するとき

(ウ)端末系事業者が発信事業者となる場合であって、PHS事業者が着信事業者となるとき

(エ)当社が発信事業者となる場合であって、仮想携帯電話事業者が着信事業者となるとき

シ 2-1表又は2-2表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者が、その他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者と同一である場合、その接続形態は、2-1表又は2-2表に規定するその他の接続形態と組み合わせて接続する場合があります。

別表2 接続形態

1 適用

区 分	内 容																				
(1) 事業者の区分	<p>本表においては、左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <tr> <td>発信事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td>着信事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td>経由事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者(発信事業者及び着信事業者を除きます。)</td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td>端末系事業者、IP電話事業者</td> </tr> <tr> <td>中継</td> <td>中継事業者</td> </tr> <tr> <td>国際</td> <td>国際系事業者</td> </tr> <tr> <td>携帯</td> <td>携帯電話事業者</td> </tr> <tr> <td>PHS</td> <td>PHS事業者</td> </tr> <tr> <td>SCP</td> <td>自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td>MVNO</td> <td>仮想携帯電話事業者</td> </tr> </table>	発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者	着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者	経由事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者(発信事業者及び着信事業者を除きます。)	地域	端末系事業者、IP電話事業者	中継	中継事業者	国際	国際系事業者	携帯	携帯電話事業者	PHS	PHS事業者	SCP	自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者	MVNO	仮想携帯電話事業者
発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者																				
着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者																				
経由事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者(発信事業者及び着信事業者を除きます。)																				
地域	端末系事業者、IP電話事業者																				
中継	中継事業者																				
国際	国際系事業者																				
携帯	携帯電話事業者																				
PHS	PHS事業者																				
SCP	自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者																				
MVNO	仮想携帯電話事業者																				
(2) 表の適用	<p>本表においては、接続形態を次の各号により規定します。</p> <p>ア 「発信事業者」欄に示す事業者から発信し、「経由事業者」欄に示す事業者(同一の事業者を複数経由する場合を含みます)を経由して「着信事業者」欄に示す事業者に着信する通信。ただし該当の事業者が存在しない場合はその欄を空欄とし、右の「着信事業者」欄に示す事業者に着信するものとします。なお、技術的条件集第2章第6節対地域/国際事業者IP接続用インタフェースで接続する場合の接続形態は2-2表に規定します。2-2表に規定する発信事業者欄、着信事業者欄、利用者料金設定事業者欄、利用者料金請求事業者欄又は網使用料支払事業者欄において「協定事業者」と記述がある場合には、当社以外の全ての事業者に適用できるものとします。</p> <p>イ 各表適用欄においては、左欄の記号はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <p>表の適用記載内容</p> <table border="1"> <tr> <td>(a)第91条(ローミング等に係る特例)に規定する特例を適用する通信</td> </tr> <tr> <td>(b)当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信</td> </tr> <tr> <td>(c)第97条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)の規定に基づき契約者番号の提供が可能な通信</td> </tr> <tr> <td>(d)別表1(接続により提供する機能)1-1(基本接続機能)に規定する直取パケット接続機能、5G(NSA方式)直取パケット接続機能及び00XY自動付与機能に係る通信</td> </tr> </table> <p>ウ 経由事業者に中継事業者が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目の中継事業者を「中継(n)」と表します。</p> <p>エ 本表の第1表各欄におけるそれぞれの事業者の区間には専用役務等区間を含む場合があります。</p> <p>オ 発信事業者から着信事業者に携帯電話事業者が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目の携帯電話事業者を「携帯(n)」と表します。</p> <p>カ 発信事業者から着信事業者に当社が複数存在する場合は、当社が発信事業者となる場合は「当社(発)」と表し、着信事業者となる場合は「当社(着)」と表します。</p> <p>キ 協定事業者が当社のMNPリダイレクション機能を利用した場合の接続形態は省略するものとします。</p> <p>ク 文字メッセージ通信において、MNPが行われた場合の接続形態は省略するものとします。</p> <p>ケ 「経由事業者」欄において「中継」を複数記載する場合は、「発信事業者」欄から数えて1番目の「中継」を「中継A」、2番目の「中継」を「中継B」、以降をアルファベット順に表します。</p> <p>コ 発信事業者から着信事業者に当社が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目の当社を「当社(n)」と表します。</p>	(a)第91条(ローミング等に係る特例)に規定する特例を適用する通信	(b)当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信	(c)第97条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)の規定に基づき契約者番号の提供が可能な通信	(d)別表1(接続により提供する機能)1-1(基本接続機能)に規定する直取パケット接続機能、5G(NSA方式)直取パケット接続機能及び00XY自動付与機能に係る通信																
(a)第91条(ローミング等に係る特例)に規定する特例を適用する通信																					
(b)当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信																					
(c)第97条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)の規定に基づき契約者番号の提供が可能な通信																					
(d)別表1(接続により提供する機能)1-1(基本接続機能)に規定する直取パケット接続機能、5G(NSA方式)直取パケット接続機能及び00XY自動付与機能に係る通信																					

	<p>サ 本表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する事業者と利用者料金設定事業者が同一となる(音声伝送役務に限ります。)接続形態は、以下の場合に限りです。</p> <p>(ア)着信事業者の電気通信設備により制御を行うことにより、電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)(以下「番号計画」といいます。)に定める付加的役務電話番号又は事業者識別番号を使用する当該着信事業者の契約者向けサービスを実現する場合</p> <p>(イ)当社が着信事業者となる場合であって、当社が指定する特定の電話番号への着信により当社の契約者向けサービスを実現するとき</p> <p>(ウ)端末系事業者が発信事業者となる場合であって、PHS事業者が着信事業者となるとき</p> <p>(エ)当社が発信事業者となる場合であって、仮想携帯電話事業者が着信事業者となるとき</p>
--	---

技術的条件集新旧対照表

赤字:更新箇所

新	旧																				
<p>別表 A(対移動体事業者接続用 IF)</p> <p>A.1.8.2 試験の種類</p> <p>(1) 手動接続試験</p> <p>当社網はMGS(Mobile Gateway Switch)に自動応答トランク(AAT)、及びループトランク(LPT)を設置し、直接協定事業者はその機能を利用して手動接続試験を行うこととする。AAT着信とLPT着信の識別は通信路要求表示の値によって行う。「64kbit/s非制限」の場合はLPTに接続する)</p> <p>(ア) 直接協定事業者網から当社網における手動接続試験の内容を表A.1.8.2-1に示す。</p> <p>表 A.1.8.2-1 直接協定事業者網から当社網における手動接続試験</p> <table border="1" data-bbox="143 882 1097 1042"> <thead> <tr> <th>試験種別</th> <th>接続先</th> <th>試験番号構成</th> <th>課金条件※ 3</th> <th>強制切断の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手動接続試験</td> <td>MGS の AAT</td> <td>A0※1+CDE※2+ 12Y</td> <td>非課金</td> <td>Y=1:無し Y=5:有り</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:A コードは電気通信番号規則(令和元年総務省令第 4 号) 別表第 4 号に規定する音声伝送携帯電話番号に従う</p> <p>※2: 当社が管理する番号</p> <p>※3: 課金条件の非課金は、IAM 信号上の「発ユーザ種別」に「試験呼」が設定されている場合の事業者間精算を対象外とすることを示す</p>	試験種別	接続先	試験番号構成	課金条件※ 3	強制切断の有無	手動接続試験	MGS の AAT	A0※1+CDE※2+ 12Y	非課金	Y=1:無し Y=5:有り	<p>別表 A(対移動体事業者接続用 IF)</p> <p>A.1.8.2 試験の種類</p> <p>(1) 手動接続試験</p> <p>当社網と直接協定事業者網はMGS(Mobile Gateway Switch)、GSに自動応答トランク(AAT)、及びループトランク(LPT)を設置し、手動接続試験を行うこととする。AAT着信とLPT着信の識別は通信路要求表示の値によって行う。「64kbit/s非制限」の場合はLPTに接続する)</p> <p>(ア) 直接協定事業者網から当社網における手動接続試験の内容を表A.1.8.2-1に示す。</p> <p>表 A.1.8.2-1 直接協定事業者網から当社網における手動接続試験</p> <table border="1" data-bbox="1160 882 2114 1031"> <thead> <tr> <th>試験種別</th> <th>接続先</th> <th>試験番号構成</th> <th>課金条件</th> <th>強制切断の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手動接続試験</td> <td>MGS の AAT</td> <td>A0※1+CDE※2+ 12Y</td> <td>非課金</td> <td>Y=1:無し Y=5:有り</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:A コードは電気通信番号規則(令和元年総務省令第 4 号) 別表第 4 号に規定する音声伝送携帯電話番号に従う</p> <p>※2: 当社が管理する番号</p>	試験種別	接続先	試験番号構成	課金条件	強制切断の有無	手動接続試験	MGS の AAT	A0※1+CDE※2+ 12Y	非課金	Y=1:無し Y=5:有り
試験種別	接続先	試験番号構成	課金条件※ 3	強制切断の有無																	
手動接続試験	MGS の AAT	A0※1+CDE※2+ 12Y	非課金	Y=1:無し Y=5:有り																	
試験種別	接続先	試験番号構成	課金条件	強制切断の有無																	
手動接続試験	MGS の AAT	A0※1+CDE※2+ 12Y	非課金	Y=1:無し Y=5:有り																	

(イ) 当社網からの直接協定事業者網に対する手動接続試験の内容を表 A.1.8.2-2 に示す。

表 A.1.8.2-2 当社網からの直接協定事業者網に対する手動接続試験

試験種別	接続先	試験番号構成	課金条件	強制切断の有無
手動接続試験	GS の AAT	A0※1+CDE※2+ 12Y	非課金	Y=1:無し Y=5:有り

※1:A コードは電気通信番号規則(令和元年総務省令第 4 号) 別表第 4 号に規定する音声伝送携帯電話番号に従う

※2: 直接協定事業者が管理する番号

別表 B (対地域／国際事業者接続用 IF)

B.1.8.2 試験の種類

(1) 手動接続試験

当社網はMGS(Mobile Gateway Switch)に自動応答トランク(AAT)、及びループトランク(LPT)を設置し、**直接協定事業者はその機能を利用して**手動接続試験を行うこととする。AAT着信とLPT着信の識別は通信路要求表示の値によって行う。「64kbit/s非制限」の場合はLPTに接続する)

(ア) 直接協定事業者網から当社網における手動接続試験の内容を表B.1.8.2-1に示す。

表 B.1.8.2-1 直接協定事業者網から当社網における手動接続試験

試験種別	接続先	試験番号構成	課金条件※3	強制切断の有無
手動接続試験	MGS の AAT	A0※1+CDE※2+12Y	非課金	Y=1:無し Y=5:有り Y=6:無し(課金レート有り・CHG 無し)※4 Y=7:無し(課金レート有り・CHG 有り)※4

※1: A コードは電気通信番号規則(令和元年総務省令第 4 号) 別表

第 4 号に規定する音声伝送携帯電話番号に従う

※2: 当社が管理する番号

※3: 課金条件の非課金は、IAM 信号上の「発ユーザ種別」に「試験呼」が設定されている場合の事業者間精算を対象外とすることを示す

※4: 本機能を使用する場合は事前に接続事業者間との調整をすることとする。

別表 B (対地域／国際事業者接続用 IF)

B.1.8.2 試験の種類

(1) 手動接続試験

当社網と**直接協定事業者網**はMGS(Mobile Gateway Switch)、**GS**に自動応答トランク(AAT)、及びループトランク(LPT)を設置し、手動接続試験を行うこととする。AAT着信とLPT着信の識別は通信路要求表示の値によって行う。「64kbit/s非制限」の場合はLPTに接続する)

(ア) 直接協定事業者網から当社網における手動接続試験の内容を表B.1.8.2-1に示す。

表 B.1.8.2-1 直接協定事業者網から当社網における手動接続試験

試験種別	接続先	試験番号構成	課金条件	強制切断の有無
手動接続試験	MGS の AAT	A0※1+CDE※2+12Y	非課金	Y=1:無し Y=5:有り Y=6:無し(課金レート有り・CHG 無し)※3 Y=7:無し(課金レート有り・CHG 有り)※3

※1: A コードは電気通信番号規則(令和元年総務省令第 4 号) 別表

第 4 号に規定する音声伝送携帯電話番号に従う

※2: 当社が管理する番号

※3: 本機能を使用する場合は事前に接続事業者間との調整をすることとする。

(イ) 当社網からの直接協定事業者網に対する手動接続試験の内容を表 B.5.2-2 に示す。

表 B.1.8.2-2 当社網からの直接協定事業者網に対する手動接続試験

試験種別	接続先	試験番号構成	課金条件	強制切断の有無
手動接続試験	GS の AAT	JJ-90.10 で規定される試験番号に準ずる	非課金	強制切断無し

別表 F(対移動体事業者 IP 接続用)

F.1.8.2 試験の種類

(1) 手動接続試験

当社網は、TrGW に自動応答トランク(AAT)機能を付与し、**直接協定事業者はその機能を利用して手動接続試験を行うこととする。**

(ア) 直接協定事業者網から当社網における手動接続試験の内容を表 F.1.8.2-1 に示す。

表 F.1.8.2-1 直接協定事業者網から当社網向けの手動接続試験

試験種別	接続先	試験番号構成	課金条件 ※3	強制切断の有無
手動接続試験	TrGW の AAT	A0 ^{※1} +CDE ^{※2} +123	非課金	有り

※1: A=7, 8, 9 携帯呼

※2: 当社が使用する番号

※3: 課金条件の非課金は、SIP 信号上の「cpc パラメータ」に「test」が設定されている場合の事業者間精算を対象外とすることを示す

別表 F(対移動体事業者 IP 接続用)

F.1.8.2 試験の種類

(1) 手動接続試験

当社網と**直接協定事業者網**は、TrGW に自動応答トランク(AAT)機能を付与し、手動接続試験を行うこととする。

(ア) 直接協定事業者網から当社網における手動接続試験の内容を表 F.1.8.2-1 に示す。

表 F.1.8.2-1 直接協定事業者網から当社網向けの手動接続試験

試験種別	接続先	試験番号構成	接続条件	強制切断の有無
手動接続試験	TrGW の AAT	A0 ^{※1} +CDE ^{※2} +123	非課金	有り

※1: A=7, 8, 9 携帯呼

※2: 当社が使用する番号

(イ) 当社網から直接協定事業者網における手動接続試験の内容を表 F.1.8.2-2 に示す。

表 F.1.8.2-2 当社網から直接協定事業者網向けの手動接続試験

試験種別	接続先	試験番号構成	接続条件	強制切断の有無
手動接続試験	TrGW の AAT	A0 ^{※1} +CDE ^{※2} +123	非課金	いずれも対応可

※1: A=7, 8, 9 携帯呼

※2: 直接協定事業者が使用する番号

別表 G(対地域国際事業者 IP 接続用)

G.1.8.2 試験の種類

(1) 手動接続試験

当社網は、TrGW に自動応答トランク(AAT)機能を付与し、**直接協定事業者はその機能を利用して手動接続試験を行うこととする。**

(ア) 直接協定事業者網から当社網における手動接続試験の内容を表 G.1.8.2-1 に示す。

表 G.1.8.2-1 直接協定事業者網から当社網向けの手動接続試験

試験種別	接続先	試験番号構成	課金条件※3	強制切断の有 無
手動接続試験	TrGW の AAT	A0※1+CDE※2+ 121	非課金	無し

※1: A=7, 8, 9 携帯呼

※2: 当社が使用する番号

※3: 課金条件の非課金は、SIP 信号上の「cpc パラメータ」に「test」が設定されている場合の事業者間精算を対象外とすることを示す

別表 G(対地域国際事業者 IP 接続用)

G.1.8.2 試験の種類

(1) 手動接続試験

当社網と**直接協定事業者網**は、TrGW に自動応答トランク(AAT)機能を付与し、手動接続試験を行うこととする。

(ア) 直接協定事業者網から当社網における手動接続試験の内容を表 G.1.8.2-1 に示す。

表 G.1.8.2-1 直接協定事業者網から当社網向けの手動接続試験

試験種別	接続先	試験番号構成	接続条件	強制切断の有 無
手動接続試験	TrGW の AAT	A0※1+CDE※2+ 121	非課金	無し

※1: A=7, 8, 9 携帯呼

※2: 当社が使用する番号

(イ) 当社網からの直接協定事業者網に対する手動接続試験の内容を表 G.5.2-2 に示す。

表 G.1.8.2-2 当社網からの直接協定事業者網に対する手動接続試験

試験種別	接続先	試験番号構成	接続条件	強制切断の有 無
手動接続試験	TrGW の AAT	JJ-90.10 で規定される試験番号に準ずる	非課金	無し